

建設業における４週６休制の推進について

建設生産システム合理化推進協議会（以下「協議会」という。）は、建設業における労働時間を短縮し、建設労働者の雇用労働条件の改善を推進するため、平成４年４月から、工事現場も含め、少なくとも４週６休制の導入を図ることとし、週休の基準日としての週休日をはじめ、必要な事項を次のとおり申し合わせる。

記

１．週休日

週休日は、平成４年４月から全日曜日ならびに各月の第２及び第４土曜日とする。

なお、積雪寒冷地域及び風浪地域において、これらの措置を講ずることが困難な場合にあっては、当該地域における総合工事業者及び専門工事業者が協議し、地域事情に即応した週休日を設定することにより、年間を通じて４週６休制に相当する休日数をあらかじめ確保すること。

２．工事現場の閉鎖

記１の休日（積雪寒冷地域及び風浪地域において設定された週休日を含む。以下同じ。）においては、工事現場を閉鎖する等により、全ての工事を休止するものとする。

３．総合工事業者において講ずべき条件整備

記１及び２の実施に伴い、総合工事業者は次の措置を講ずるものとする。

- (1) 工事の機械化、工場生産化等を推進するとともに工程の合理化、効率化等を図ることにより、生産性を高め、工事の施工期間の延伸とコストの増高を出来る限り抑えること。
- (2) 工事の受注にあたっては、着工準備期間、検査・試運転期間、悪天候による不稼働日等に充分配慮しつつ、記１の休日を前提とした施工可能な工期を確保するとともに、見積りを適正に行い、受注すること。
- (3) 工事の発注にあたっては、当該工事の作業特性を踏まえ、着工準備期間、検査・試運転期間、悪天候による不稼働日等に充分配慮しつつ、記１の休日を前提として専門工事業者が施工可能な工期及び請負金額を確保すること。
- (4) 工事の発注にあたっては、関係専門工事業者に対し、全体及び業種毎の工期、工程を説明し、記１の休日の確保に関して協議する場を設けること。
- (5) 工事着工後において工事計画に変更を生ずることのないよう、正確な工事計画を策定するとともに、これに基づき、的確な工程管理を実施すること。また、悪天候による不稼働日の予期せざる増加等により、止むを得ず工期の遵守が困難となった場合には、関係専門工事業者に対し、工期等について適切な契約変更を行うとともに、必要に応じ、全体工期等について同様の契約変更に努めること。
- (6) 工事の発注にあたっては、専門工事業者の施工能力等を踏まえ、専門工事業者の休日の確保に支障をきたすことのないように努めること。
- (7) 専門工事業者の労働時間短縮の状況等を的確に評価し、受注業者の選定に反映させること。
- (8) 記１の休日については、就業規則等に明示するとともに、現場責任者等へ本申し合わせ事項の趣旨の徹底を図り、関係専門工事業者との協力体制の強化等、現場における推進体制を整備すること。